

平成28年7月1日

南阿蘇村上水道・簡易水道
ご利用の皆さま

南阿蘇村長 長野 敏也
(公印省略)

熊本地震に伴う水道使用料について（お知らせ）

本村は、4月17日未明の熊本地震に見舞われ、公営、個人を問わず水道施設に大きな被害を受けました。

その影響で、皆様には断水及び濁水によるご迷惑をお掛けしましたことをご詫び申し上げます。

つきましては、5月分（4月使用分）の水道料金を全地区で免除します。

また、6月分（5月使用分）以降につきましては、水道の復旧状況を踏まえ以下のとおりとします。

	4月分	5月分	6月分	7月分
白水地区	通常通り	免除	基本料金	通常通り
猶須東地区	通常通り	免除	基本料金	通常通り
東下田・下田地区	通常通り	免除	基本料金	通常通り
加勢・川後田・喜多地区	通常通り	免除	基本料金	通常通り
下野・赤瀬地区	通常通り	免除	基本料金	通常通り
栃木地区	通常通り	免除	免除	基本料金
長野・袴野地区	通常通り	免除	免除	免除
沢津野地区	通常通り	免除	免除	免除
乙ヶ瀬地区	通常通り	免除	免除	免除
黒川・東急別荘地区	通常通り	免除	免除	免除
高野台地区	通常通り	免除	免除	免除
立野・新所・立野駅地区	通常通り	免除	免除	免除

水道料金の請求につきましては、7月分と併せて6月分をご請求しますので、ご理解をお願いします。

また、家屋の全壊、半壊等で今後水道を使用しない方につきましては、水道を止める必要がありますので、7月末までに、南阿蘇村役場水道係にまでご連絡ください。

【お問い合わせ先】 南阿蘇村役場 環境対策課 電話 0967-67-3176